第四条第一項第二十三号を同項第二十四号とし、同号の次に次の六号を加える。

二十五　法第四十八条の二十三第一項の規定により公募占用指針を定め、及び同条第五項の規定により意見を聴くこと。

二十六　法第四十八条の二十五第一項及び第二項の規定により歩行者利便増進計画について審査し、及び評価を行い、同条第四項の規定により占用予定者を選定し、同条第五項の規定により意見を聴き、並びに同条第六項の規定により通知すること。

二十七　法第四十八条の二十六第一項の規定により道路の場所を指定し、及び歩行者利便増進計画が適当である旨の認定をすること。

二十八　法第四十八条の二十七第一項の規定により変更の認定をすること。

二十九　法第四十八条の二十九の規定により地位の承継の承認をすること。

三十　法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定による許可をし、及び法第八十七条第一項の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

第四条第一項中第二十二号を第二十三号とし、第七号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　法第三十三条第二項第三号（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により利便増進誘導区域を指定すること。

第四条第二項ただし書中「前項第三十号及び第三十一号」を「前項第三十八号及び第三十九号」に改める。

第四条の二第一項第一号中「第十号まで、第十一号」を「第十一号まで、第十二号」に、「第十二号から第十六号まで、第十八号、第二十三号から第二十五号まで、第二十七号から第三十一号まで、第三十四号及び第三十五号」を「第十三号から第十七号まで、第十九号、第二十四号から第二十九号まで、第三十一号、第三十三号、第三十五号から第三十九号まで、第四十二号及び第四十三号」に改め、同項第五号中「第十六号」を「第十七号」に改め、同項第七号中「第三十二条第五項」の下に「、第三十三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）」を、「含む。）」の下に「並びに第四十八条の二十五第三項」を加え、同項中第二十八号を第二十九号とし、第十九号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十八号中「及び自動車駐車場」を「、法第四十八条の二十第一項又は第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をしようとするとき及び自動車駐車場又は特定車両停留施設」に改め、同号を同項第十九号とし、同項中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、同項第十四号ただし書中「並びに法」を「、法」に改め、「含む。）」の下に「の規定並びに法第四十八条の二十六第一項、第四十八条の二十七第一項及び第四十八条の二十九」を加え、同号を同項第十五号とし、同項第十三号中「第四十八条の二十七」を「第四十八条の五十」に、「施行」を「実施」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「第四十八条の二十六」を「第四十八条の四十九」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第四十八条の二十五第一項」を「第四十八条の四十八第一項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「第四十八条の二十三第一項」を「第四十八条の四十六第一項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十　法第四十八条の四十五の規定により自転車駐車場に係る自動車駐車場等運営権者と協議をすること。

第四条の二第二項ただし書中「前条第一項第三十号及び第三十一号」を「前条第一項第三十八号及び第三十九号」に改める。

第四条の三第一項中「第三十九号」を「第四十七号」に改め、同条第二項ただし書中「第四条第一項第三十号及び第三十一号」を「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」に改める。

第四条の四第一号中「第三十号まで、第三十二号から第三十五号まで及び第三十七号から第三十九号まで」を「第三十八号まで、第四十号から第四十三号まで及び第四十五号から第四十七号まで」に改め、同項第二号中「第十三号」を「第十四号」に改め、「、法第四十八条の二十第一項又は第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をしようとするとき並びに」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第四十八条の四十五の規定により自動車駐車場等運営権者と協議（当該協議が成立することをもつて、法第二十四条本文の規定による承認（道路の維持の実施に係るものに限る。）があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

第四条の四第二項ただし書中「第四条第一項第三十号」を「第四条第一項第三十八号」に改める。

第五条第四号中「第四十八条の二十一第三項」を「第四十八条の三十八第三項」に改める。

第五条の二第一項第一号を次のように改める。

一　第四条第一項第六号、第八号から第十一号まで、第十六号から第二十三号まで、第三十号から第三十二号まで、第三十五号から第三十八号まで、第四十号、第四十一号及び第四十五号から第四十七号までに掲げる権限

第五条の二第一項第二号中「第十三号」を「第十四号」に改め、同条第二項ただし書中「第四条第一項第三十号」を「第四条第一項第三十八号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五条の三　法第四十八条の二十二第三項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該指定市以外の市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

一　第四条第一項第一号、第三号から第十一号まで、第十二号（法第三十九条の二第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第十三号から第二十九号まで、第三十一号、第三十三号、第三十五号から第三十九号まで、第四十一号から第四十三号まで及び第四十五号から第四十七号までに掲げる権限

二　第四条の二第一項第二号から第四号まで、第六号、第七号、第十号から第十五号まで、第十八号及び第二十号から第二十九号までに掲げる権限

三　法第二十四条の二第一項の規定に基づく駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金、法第三十九条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく占用料並びに法第四十四条の二第七項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十八条から第六十二条までの規定に基づく負担金（第五号において「駐車料金等」という。）を徴収すること。

四　法第四十八条の四十五の規定により自動車駐車場に係る自動車駐車場等運営権者と協議をすること。

五　法第七十三条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により駐車料金等の納付を督促し、並びに駐車料金等並びに駐車料金等に係る手数料及び延滞金を徴収すること。

六　法第九十五条の二第一項（法第四十六条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき、法第四十八条の二十第一項又は第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をしようとするとき及び横断歩道橋又は特定車両停留施設を設けようとするときに係る部分を除く。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び法第九十五条の二第二項本文（道路の区域を立体的区域として決定し、又は変更しようとするときに係る部分に限る。）の規定により協議すること。

2　前項に規定する指定市以外の市町村の権限は、法第四十八条の二十二第二項の規定に基づき公示される同条第一項に規定する歩行者利便増進改築等の開始の日から当該歩行者利便増進改築等の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限は、当該歩行者利便増進改築等の完了の日後においても行うことができる。